

1. 会合名	「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」(第14回)
2. 日時	平成24年12月12日(水)午後1時～2時40分
3. 議案	<p>1. 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方についてのご意見等</p> <p>2. 法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱(案)について</p>
4. 主な内容	<p>1. 「協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則」の考え方についてのご意見等</p> <p>事務局より、「『協会員における法人関係情報の管理態勢の整備に関する規則』の考え方(案)」(以下、「規則の考え方」)に対する本ワーキング・グループの委員等の意見の紹介(資料1)及び当該意見を踏まえた「規則の考え方」の修正案(資料2)についての説明が行われ、大要以下のとおり意見交換が行われた。</p> <p>本件については、今後、事務局において「規則の考え方」の再修正案を作成のうえ、本ワーキング・グループの委員等から再度意見募集を行い、その結果を踏まえて引き続き具体的な検討を行うこととなった。</p> <p>(主な意見等)</p> <p>(1)第1条(目的)、第8条(規則の考え方)関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (全体を通しての質問として)「規則の考え方」について、今後意見を出す機会はあるのか。 <ul style="list-style-type: none"> → 「規則の考え方」を作成することについては規則の改正になるので、規則改正の際には、「規則の考え方」も含めてパブリック・コメントに付すことになると思う。また、本ワーキング・グループにおいて、今後引き続き議論を行っていくので、随時ご意見いただきたい。(事務局) <p>(2)第2条(定義)関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「将来、法人関係情報になり得る情報」だと範囲が広すぎる。「法人関係情報になる蓋然性が高い情報」といった記載にするべきではないか。そういった情報はむしろ法人関係情報と同様に考え、当該情報をほのめかす行為を制限すべきではないか。 ・ 「法人関係情報」と「法人関係情報になり得る情報」を分けて考える必要はないのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> → 法人関係情報の取得報告をする場合、法令上の重要事実だけではなく、幅広く報告の対象としている協会員が多いと認識している。「法人関係情報になり得る情報」を定義することで、現在の各社の取扱いとの間に齟齬が生じることは無いと認識している。なお、幅広い情報を含めて「法人関係情報」として取り扱うということで統一できるのであれば、「法人関係情報」に一本化するという考えもあると思う。(事務局) ・ 管理部門に法人関係情報が入ってきた段階で、社内の所定の手続に則り、アナリストレポートの取下げをする行為でも、法人関係情報を示唆することになるのか。 <ul style="list-style-type: none"> → 「アナリストレポートが取り下げられた」旨を顧客に伝達することは、法人関係情報の示唆に該当し得ると考えられる。(事務局) ・ 「ノンネーム」の増資情報について、例えば投資銀行部門が営業部門に対して「来月案件があるのでよろしくお願ひします。」と、時期だけを伝える場合でも、示唆情報の伝達になってしまうのか。

- 線引きは非常に難しいが、該当しないとは必ずしも言い切れないと考える。
(事務局)
- ・ (各種情報の) 定義はあくまで定義であり、情報の伝達がしっかり管理されればよいのではないか。
 - ・ 「将来、法人関係情報になり得る情報」や「…資金調達ニーズに関する情報等」と定義することで、定義が独り歩きする恐れがある。例えば、資金調達ニーズについても、「増資」や「市場を通じた調達」といった形に修正してもらいたい。また、示唆情報は法人関係情報の保有が前提となっていると思うので、その点を明確にした定義に修正して欲しい。
 - ケースバイケースで考えざるをえない点もあり、どのように定義するかは難しい問題だが、いただいた意見を参考に修正したい。(事務局)
 - ・ 例えば、増資案件が存在することをほのめかす場合の当該情報が法人関係情報を推知させるのであり、他の情報と相まって法人関係情報になる、という定義は違うと考えられるがどうか。
 - ある一部だけでは法人関係情報ではないものの、場合によっては法人関係情報を推知させることになる場合もあると考えられるため、このような書き方にしている。(事務局)
 - ・ アナリストは、公表された情報に基づいて会社の財務分析を行い、その結果、増資が必要と判断することもある。当該アナリストに対してイン部署が「ノンネームの増資情報」を伝える状況と考えた場合、当該アナリストが既にどのような情報をもって、伝達された情報をどのように受け止めるのかわからない。すなわち、伝達する情報が関連情報や示唆情報に該当するか否かの判断が極めて困難になるおそれがある。このようなケースを考えると、実務上、イン部署からアウト部署への情報提供行為が委縮してしまうのではないかと懸念する。
 - その点は非常に難しい問題だと認識している。今後も皆様にご相談させていただきたい。(事務局)
 - ・ 「イ 法人関係情報を取得した又は取得していることを示唆する情報」や「ロ いわゆる「ノンネーム」での増資等の情報」で例示された内容は、証券会社では理解し易いものかもしれないが、特別会員のように登録金融機関業務を一部として取り扱っている立場からすると、元々の組織のたてつけが違い、事例が必ずしもフィットしないと思う。この場合、自主規制規則の考え方に記載のあるとおり、「協会員は、業態や規模等に応じて…」という部分で各社が判断するしかないということか。
 - そうせざるを得ないと思っている。(事務局)

(3) 第3条 (法人関係情報の管理部門の明確化) 関連
特段の意見交換無し。

(4) 第4条 (社内規則の制定) 関連

- ・ 「5 法人関係情報の消滅又は抹消手続に関する事項」で、法人関係情報の消滅の原因が例示されているが、中止の決定も公表が必要となるケースがあると考え。また、一定期間経過したが進展が見られない場合に消滅させるとあるが、法人関係情報の消滅の認定については、当局だけではなく裁判所の判断が必要となるケースもあるので、本記載は妥当ではないと考える。消滅については、金融審議会のワーキングでも同様の議論があったが、一定期間経過後の抹消は認めない方向で議論が行われている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「6 禁止行為に関する事項」で「ロ ……関連情報についても伝達禁止である旨」とあるが、所定の手続に則っても関連情報は伝達禁止なのか。 → 所定の手続に則らない場合に伝達禁止となると考えるので、当該部分は修正する。(事務局) ・ 「7 その他協会が必要と認める事項」で「調査部門に対する営業部門からの照会…」とあるが、本件はアナリストが法人関係情報を保有している場合を対象としているのか。 → 必ずしもアナリストが法人関係情報を保有している場合に限定はしていないが、あくまで例示であり、各社における規定を義務付けるものではない。(事務局) <p>(5)第5条(法人関係情報を取得した際の手続)、第6条(法人関係情報の管理)、第7条(管理態勢の充実) 関連 特段の意見交換無し。</p> <p>(6)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3点コメント申し上げたい。まず、社内の管理態勢が形式的にならないよう、実効性のある管理態勢を構築するべきと考える。次に、法人関係情報を保有している者が、ある程度当該情報について認識している者に対し、当該情報の一部を伝達することは法人関係情報の伝達に該当すると考える。最後に、業務上必要で法人関係情報が営業部門に伝達された場合、伝達された後の対応等についても今後検討が必要と考える。 <p>2. 法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱(案)について 事務局より、「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱(案)」(※)についての説明が行われ、本年12月18日の自主規制会議で審議される旨、報告が行われた。また、本件については特段の質疑応答は無かった。</p> <p>(※)「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱」の正式版については、本年12月18日付け協会員通知「法人関係情報の管理態勢に係る対応要綱について」(自)24第103号により通知済み。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部(03-3667-8470)